

事務所通信

当事務所は認定経営革新等支援機関です

智創税理士法人 広島事務所

〒722-1115 広島県世羅郡世羅町西神崎958番地の1

TEL 0847-22-3211 FAX 0847-22-3213

E-mail apollon@tkcnf.or.jp (所長用)

mmc.matsuura@tkcnf.or.jp (事務所用)

URL <http://www.matsuura-apollon.jp>

1

令和8年
2026

今月のことば

入るを量りて
出づるをなす

(中国の古典『礼記』)

トピック

2026年は制度改正が目白押し!

経営

「決算報告会」で振り返りと戦略のアップデートを(実践編4)

税務

令和7年分 所得税の確定申告 事前準備チェックリスト

コラム

「ポジティブ思考」でいこう!

2026年は制度改革が目白押し!

2026年は、制度改革等により、企業や家計(国民)に新たな負担が課される年となりそうです。「子ども・子育て支援金」の徴収開始、在職老齢年金制度の見直し、消費税インボイス制度における経過措置など、企業の対応が求められます。

※本稿は2025年11月1日現在の情報を基に作成しています。

4月からどうなる?

「子ども・子育て支援金」の徴収が始まる

会社員や自営業者を含むすべての医療保険加入者(会社員、公務員、自営業者、高齢者など)を対象に、医療保険料とあわせて新たに「子ども・子育て支援金」の徴収が始まります(SNS等では「独身税」ともいわれています)。

在職老齢年金制度の見直し

働き続けることを希望する高齢者の増加、また人材確保・技能継承等の観点から、在職老齢年金制度の支給停止基準額が、「51万円」から「62万円」に引き上げられます。

防衛特別法人税の創設

4月1日以後に開始する事業年度から、課税標準法人税額※に4%をかけて計算した金額を、「防衛特別法人税」として申告・納付することが必要になります。

※一定の税額控除を適用しない「基準法人税額」から基礎控除額500万円を控除した金額

住所等変更登記の義務化

不動産登記法の改正に伴い4月1日から、不動産の所有者は、住所や氏名・名称の変更日から2年以内の変更登記が義務付けられます。

その他の
トピック

- 2月～ 貸金庫での現金保管が不可に（各金融機関が順次対応予定）
- 2月～3月 ミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック・パラリンピック開催
- 3月 WBC（ワールド・ベースボール・クラシック）開催
- 6月～7月 FIFAワールドカップが初の3か国（アメリカ・カナダ・メキシコ）共同開催
- 9月～10月 第20回アジア競技大会（名古屋）開催
- 2026年中 労働基準法の改正（14日以上連続勤務禁止、勤務間インターバル制度の義務化など）

10月からどうなる？

消費税仕入税額控除
「80%控除」が「50%控除」へ

インボイス制度における免税事業者等からの課税仕入税額相当額の「80%」を控除できる経過措置について、10月1日から控除できる割合が「50%」に引き下げられます。

ビール系飲料の酒税が統一

ビール・発泡酒・新ジャンルの酒税が「54.25円」に統一されます。ビールは「9.1円」の引き下げとなる一方、発泡酒・新ジャンルについては「7.26円」の引き上げとなります（いずれも350ml換算）。

カスハラ・就活セクハラ対策の
義務化

カスタマーハラスメント（カスハラ）、求職者等に対するセクシュアルハラスメント（就活セクハラ）の防止対策をとることが事業者の義務とされます（2026年中）。

「決算報告会」で振り返りと戦略のアップデートを (実践編4)

社長の「やりたいこと」を数字に落とし込んだものが、経営計画です。経営計画は毎月の実績と照らし合わせてこそ、その真価を発揮します。決算を迎えたら会計事務所が行う「決算報告会」で前期の振り返りと戦略をアップデートしましょう。

※本稿は、『事務所通信』2025年10月号経営欄「今期の決算に向けての『総仕上げ』を (実践編3)」の続編 (最終回) です。

金融機関も注目!

税理士しか提出できない「書面」とは?

居酒屋 (11月決算) を営む田中社長が、「決算報告会」に参加するため、佐藤巡回監査士が勤める鈴木税理士事務所を訪れました。



田中社長

佐藤さん、「決算報告会開催のお知らせ」の案内ありがとう。佐藤さんの事務所に来るのは、契約の時以来かな? 所長の鈴木先生にも事務所でお会いできると思って、一張羅で来たよ (笑)。



佐藤巡回監査士

田中社長、お忙しい中お時間を割いていただきありがとうございます。所長の鈴木とともに決算報告会を始めさせていただきます。まずは、どんな1年だったかを大まかに振り返ってみましょう。田中社長、この書面の記載内容をお読みいただけますか。



なにに…… (下参照)。そうだそうだ、こんな1年だったよ。ところで、これはどういう書類?



鈴木税理士

これは税務申告の際、決算書・申告書と一緒に税務署に提出する書面です。税理士事務所の関与度合いや、決算書・申告書の作成過程や「顕著な増減事項」などを記した書面で、税理士しか提出できません (書面添付制度)。この書面が申告書に添付されていると、結果的に税務調査が省略されることもあるんですよ。その会社の事業内容や社長のこともよく分かるので、近年は金融機関も注目しています。



そうなんだ。あらためてこうやって書面を見せてもらおうと、良い振り返りになるね。いつも佐藤さんが会社のことをよく見てくれていることも

「書面添付制度」に基づく書面 (「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」)

「顕著な増減事項」の記載例

- 米・野菜、卵などの仕入単価高騰の影響により材料仕入高が増加しました。
- 当期より高価格帯の「プレミアム宴会プラン」およびテイクアウトを含むランチ営業を開始したことから、売上高は前期より上昇しました。ただし、テイクアウト商材等の備品消耗品費も増加したため、トータルの経常利益は前期比102%となっています。
- ランチ営業の開始により営業時間が増えたことで、水道光熱費が増加しました。
- 業務用冷蔵庫の切り替え (サブスクリプション利用) により、その費用が前期より増加しました。
- スタッフの時給アップにより、給与は前期比5%増となりました。

分かったよ。佐藤さん、いつもありがとう。
鈴木先生の事務所をお願いしてよかったよ。

1年間の成績はどうだった？ 計画比・前期比の数字を基に振り返ろう

こちらこそ、いつもご協力いただきありがとうございます。それでは、当期確定決算のご報告をいたします。こちらの資料をご覧ください。

	計画比	前期比
売上高	106%	108%
変動費	109%	110%
限界利益	103%	105%
固定費	104%	108%
経常利益	98%	102%

結果的に、ほぼ経営計画通りの着地となりました。なお、消費税・法人税等を合計した納税額は120万円です。黒字決算の結果、納税できたことは大変素晴らしいです。

そうだなあ……。[このままだと借金を返せない]という危機もあったけど、ランチ営業を始めてなんとか乗り切れてよかった。

社長、そのランチ営業なんですけど……このまま続けられますか？奥様とお二人で回していращやいますが、最近お疲れではありませんか。

確かにきついんだけど、今後も仕入単価高騰の傾向は続きそうだし、もっと売上を伸ばさないかね。ランチ営業を始めてからお客さんも増えたけど、曜日によって売上にムラがあるし。

社長、無理は禁物です。ランチの価格改定や曜日限定の商品展開、ランチ営業はスタッフさんに任せるなどを検討されてはいかがでしょう。

実は、季節に応じた「●●フェア」とかでリピーターを増やそうと思っていたんだけど、正直新メニューを考える時間がなくて困っていたんだ。ランチをスタッフに任せてみようかな。

であれば、スタッフさんの負担軽減のためにも注文や会計に手間をかけないタブレットPOSレジを導入してはいかがですか？売上集計・管理もタイムリーにできますし、会計ソフトとの連動で日々の仕訳計上も簡単になりますよ。

日々の経理は妻がやってくれているんだけど、夜営業後の集計から毎日大変そうだったんだ。妻がラクになるなら導入しようかな。

本日はありがとうございました。決算報告会は、社長のお考えを直接お聞きできる良い機会です。次回は金融機関の方も呼び出して、会社のことをより知っていただきましょう！



POINT!

タブレットPOSレジと会計ソフトを連携すると……？

売上データを自動で取得！

「現金売上」「キャッシュレス売上」「商品ごとの売上金額」などが自動で会計ソフトに取り込まれるため、入力ミスや集計漏れの心配もほぼゼロに。レジ締め後の作業時間も大幅に短縮できます。

自動で仕訳生成！

連携された売上データは事前に設定しておいたルールに従い、会計ソフト内で自動的に仕訳生成。確認すれば仕訳計上は完了します。

※TKCのFXクラウドシリーズは、ユビレジ、Airレジ、スマレジとの連携が可能です。



令和7年分 所得税の確定申告 事前準備チェックリスト

令和8年2月16日(月)～3月16日(月)は、令和7年分所得税の確定申告期間です。特に個人事業者、不動産賃貸業者の方は、所得計算や控除に必要な書類や資料を、余裕をもって準備しましょう。

確定申告が必要かどうか？ 事業所得以外の収入も確認しよう！

一定以上の所得があった個人事業者等は、確定申告をする必要があります。

「所得」とは、収入から必要経費を差し引いたものです。

また、事業所得以外の収入についても令和7年中に受け取ったものについては、申告が必要な場合もあります。また申告によって所得控除等が受けられる場合もあります。

下記のチェックリストで確認し、該当する項目があれば、当事務所にその旨をお知らせください。

なお、令和7年分の所得税については、合計所得金額が2,350万円以下である個人の基礎控除額が、次の通り見直されています。

●基礎控除の額

合計所得金額	基礎控除額
132万円以下	95万円
132万円超336万円以下	88万円
336万円超489万円以下	68万円
489万円超655万円以下	63万円
655万円超2,350万円以下	58万円
2,350万円超2,400万円以下	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円
2,500万円超	—

※「合計所得金額」は、個人がその年に得たすべての所得(事業所得、不動産所得、配当所得等)を合計した金額です。

確定申告が必要かどうかの確認チェックリスト

申告が必要となるような収入
☐ 個人事業者として一定の収入があった
☐ 各種補助金、助成金、給付金、協力金の収入があった
☐ 地代・家賃の収入があった
☐ 配当金・分配金を受け取った
☐ 2か所以上から給与・報酬を受け取った
☐ 公的年金(国民年金・厚生年金・恩給・退職年金)を受け取った
☐ 講演料や原稿料を受け取った
☐ 金融機関以外から利子等を受け取った
☐ 生命保険等の受取、満期、解約があった
☐ 火災保険等の満期、解約があった
☐ ゴルフ会員権等を売却した
☐ 株式等の売却、暗号資産の売却等があった
☐ 山林を伐採しての譲渡や、立木のままでの譲渡があった

所得控除等関係のチェック項目
☐ 地震・豪雨・豪雪・火災・害虫などによる災害、盗難・横領の被害があった
☐ 医療費支払額が原則10万円(または総所得金額の5%)を超えた
☐ セルフメディケーション税制の対象となる特定一般用医薬品等の購入費が12,000円を超えた
☐ 医療費を補填する保険金・入院給付金・共済金・損害賠償金等を受け取った
☐ 小規模企業共済等への加入(支払い)があった
☐ 個人型確定拠出年金「iDeCo(イデコ)」の掛金があった
☐ ふるさと納税や学校、政党等へ寄附をした
☐ 配偶者や子ども、親などに給与などの収入がなかった(収入があったときは、その金額の把握が必要)
☐ 借入金(ローン)で住宅(中古住宅含む)を建築(購入)したり、増改築をした
☐ 住宅のリフォーム(バリアフリーや耐震改修等)を行った

※該当する項目があったら当事務所へご相談ください。

所得税の確定申告に必要な主な書類等のチェックリスト

所得税の確定申告にあたり、下記のチェックリストを参考に、所得計算や所得控除等に必要な主な書類等を確認してください。医療費控除やセルフメディケーション税制(医療費控除との選択)、寄附金控除(ふるさと納税を含む)、災害・盗難・横領に遭ったときの雑損控除、住宅の取得・増改築に住宅ローンを利用した場合の住宅ローン控除などの適用を受けるには確定申告が必要です。

また、令和7年分は家族の所得の状況によって配偶者(特別)控除、扶養控除等に該当する範囲が拡大しますので、家族の所得も早めに把握しておきましょう。



所得計算に必要な主な書類等	
☐ 個人事業者	☐ 会計帳簿(簡易帳簿含む)、青色事業専従者給与に関する届出書など ☐ 収入の確認資料(請求書控、売上日報、支払調書など) ☐ 経費の確認資料(領収書、請求書、カード利用明細書など) ☐ 棚卸表
☐ 不動産賃貸業者	☐ 会計帳簿(簡易帳簿含む) ☐ 収入の確認資料(賃貸借契約書、収入管理表など) ☐ 経費の確認資料(領収書、請求書、固定資産税納付書など)
☐ 給与収入	☐ 給与の源泉徴収票
☐ 年金による収入	☐ 公的年金等の源泉徴収票
☐ 株式の売却による収入	☐ (上場株式)株式の特定口座年間取引報告書など ☐ (非上場株式)売買契約書、譲渡株式の取得価額が分かるもの
☐ 配当による収入	☐ 支払通知書 ☐ 配当金計算書 ☐ 特定口座年間取引報告書
☐ 保険金の受取	☐ 保険会社等から送られた計算明細書など
☐ 不動産の売却による収入	☐ 売買契約書 ☐ 登記事項証明書(登記簿謄本) ☐ 譲渡資産の取得価額や譲渡費用が分かるもの
所得控除等に必要な主な書類等	
☐ 配偶者(特別)控除、扶養控除、特定親族特別控除等の対象となる家族がいる	☐ 各人の所得が確認できる源泉徴収票など
☐ 社会保険料の支払い	☐ 社会保険料控除証明書
☐ 小規模企業共済掛金の納付	☐ 小規模企業共済掛金控除証明書
☐ 生命保険料の支払い	☐ 生命保険料控除証明書(一般・介護医療・個人年金)
☐ 地震保険料の支払い	☐ 地震保険料控除証明書(または旧長期損害保険料の控除証明書)
☐ 医療費を支払った	☐ 医療費通知書、領収書、保険金等で補填される金額の分かるもの
☐ 寄附をした	☐ 寄附金(ふるさと納税を含む)の受領書・証明書
☐ 災害・盗難・横領に遭い雑損控除を受ける	☐ 損失額の明細書 ☐ 罹災証明書・盗難証明書 ☐ 災害関連支出の領収書 ☐ 保険金等で補填される金額の分かるもの
☐ 住宅を取得し、住宅ローン控除を受ける	☐ 住宅ローンの年末残高証明書 ☐ 売買契約書、請負契約書の写し ☐ 登記事項証明書(登記簿謄本)
☐ 住宅をリフォームし、リフォーム減税を受ける	☐ 増改築等工事証明書(建築士または指定機関が発行) ☐ 工事契約書・領収書



honda/PIXTA

「ポジティブ思考」でいこう！

よくいわれる「引き寄せの法則」。一般に、「ポジティブな思考が良い経験を、ネガティブな思考が良くない経験をもたらす(引き寄せる)」ことをいいます。一見、哲学的な要素が強そうですが、近年では多くの科学的な実証研究の結果も。ポイントは「自分を知ること」にありそうです。

「快行動トレーニング」「マインドフルネス瞑想」で思考を変えよう

嫌なことがあってもポジティブ思考へと切り替えられれば、ストレスが軽減され、脳が活発化し、記憶力・集中力・感情コントロール力等が高まり、結果的に仕事のパフォーマンスも向上することが実証研究で明らかにされています。また、老若男女問わず、自ら意識してトレーニングを重ねることで思考の変革は可能といえます。ポジティブ思考へ導く方法として、「快行動トレーニング」「マインドフルネス瞑想」が効果的とされています。

快行動トレーニング

どんな行動をとることが好きか、自分にとって心地よいかを見極め、その行動を頻繁に繰り返すこと。行動をリストアップし、その時々気分を記録するとさらに効果的。

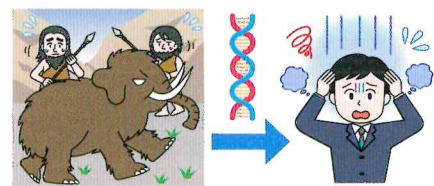
○「快行動」の具体例：友人との交流、スポーツ、文化活動、目新しい場所への旅行 など

マインドフルネス瞑想

自らの意識の中身に気づき、客観的に観察すること。良い姿勢で座り(胡座でも椅子でも可)、目を閉じ、自分の呼吸に意識を集中させます。ネガティブな考えが浮かんでも、「そういう考えがある」と捉え、受け流すことが大切。「1日5分」からトライしてみましょう。

かつて生きるために必要だった「ネガティブ思考」。でも、現代では……？

人類が常に生命の危機にさらされていた石器時代では、恐怖や不安、心配といった「ネガティブ思考」は、いち早く脅威を察知し、素早く対応して生き残るために必要不可欠なものでした。このような経験則が現代人の脳にも受け継がれた結果、何も脅威がない状態でも、脳は常に恐怖や不安を感じやすくなっているといえます。



ネガティブ思考は、同程度の強さのポジティブ思考よりも長い時間持続することが分かっています。そのため、絶えず不安におびえたり、神経質になり過ぎてしまったり、「良いこと」を受け入れられなくなったり……。過度なネガティブ思考は、現代では禁物といえます。今年は意識して、ポジティブ思考でいきましょう。

参考：ドーソン・チャーチ著／島津公美訳／工藤玄恵監修『思考が物質に変わる時——科学で解明したフィールド、共鳴、思考の力』ダイヤモンド社
ダニエル・ネトル著／金森重樹監訳／山岡万里子訳『幸福の意外な正体——なぜ私たちは「幸せ」を求めるのか』さずな出版

今月のことば

入るを量りて出ずるをなす 中国の古典『礼記』

国家予算を決める際の心得を示した言葉で、「はじめに収入の額を計算してから、それに応じた支出の計画を立てるべき」の意。この考え方は企業経営にもあてはまる。毎月の正確な売上・利益が分かっこそ、身の丈に合った支出が可能になる。日々の適時・正確な記帳に基づく月次決算がその要諦。健全経営を目指して、2026年も頑張ろう！

※本誌令和7年11月号税務欄「年末調整直前! おさらい!『年収の壁』」の内容に誤りがありました。お詫びし下記の通り訂正します。

(5頁左段「(2) 社会保険にかかわる『壁』」 本文1行目) 誤: 所得税がかかる範囲は「年収160万円以下」 正: 所得税が**かからない**範囲は「年収160万円以下」

次の巡回監査は 月 日 () : 頃の予定です。資料整理・準備をよろしくお願ひします。